

2. 社会全体で子育てを支えあうまち

(1) 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と子育ての両立を支援していくための法制度については男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などが整備されていますが、その制度を容易に活用する就業環境にないことが指摘され、就業条件や就業環境の改善が強く求められています。

そのため、企業側の理解と協力を得ながら就業環境、就労条件等の改善に向けた啓発活動を推進していきます。

また、父親の子育てに関わる機会をより多く持つことができるよう男性の働き方を見直し育児などの家事責任を男女がともに担えるよう男性が積極的に子育てや家庭生活にかかわることを支援していきます。

1) 男性の子育てへの積極的参加

これまで子育てに関わりを持つことができなかった父親が、家庭生活に積極的に参加し、子育てにゆとりをもち、喜びを実感しながら、働き続けていくことができる環境づくりに向けた取り組みを推進していきます。

①男性の子育て参加の促進

男性の育児参加を促進していくため、男性が育児に参加するためのきっかけ作りや育児を学ぶ機会提供を積極的に推進していきます。

②親子のふれあい機会の充実

これまで子育ての負担を担ってこなかった、或いは参加できなかった父親が主体的に子育てに参加できるよう公民館、児童館、幼稚園、保育所及び地域子育て支援センターでの「親子ふれあい教室」等、親子で参加する機会の提供に努めていきます。



2) 就業環境、条件等の改善

次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境づくりは地域や市民、行政のみならず、企業の果たすべき役割も極めて重要です。

子育て家庭が、職業生活と家庭生活を両立させ安心して子どもを生み育てることができるよう事業主などの理解と協力のもと、就労環境、就労条件の改善に向けた取り組みを推進していきます。

①企業に対する啓発活動の推進

次世代育成支援対策推進法では、一般企業においても次代を担う子どもたちが健やかに成長していくことを助長する支援施策の推進が謳われています。就労時間の短縮など子育てを行う親の状況に応じた勤務体制や育児休業制度等を気軽に活用できる就業環境づくりに向けた啓発活動を推進していきます。

②ファミリーフレンドリー企業に対する表彰

子育て中の親が、出産・育児と仕事を両立することができるよう、職場環境の改善に取り組んでいる企業をモデル事業所として表彰する制度を検討し、その活動を広く市内の企業に普及する取り組みを推進していきます。

③育児休業制度等の普及促進

子育て中の就業環境の改善に向け、育児休業制度に対する意識の向上を図るための啓発活動を推進し、男女が等しく育児休業制度を取得しやすい環境づくりを促進していきます。

④子育て中の親の再就職支援

出産・育児及び介護等での休職や退職した保護者の職場復帰や再就職を促進していくため各種制度の普及啓発に努めていきます。

⑤若い世代の社会的自立を促す就労支援

若い世代が自立を果たし、社会的に安定した基盤を築いていけるよう、多様な就労支援に対する取り組みを検討していきます。

3) 男女共同参画社会の実現

①男女共同参画についての意識啓発

男性と女性が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現に向けた啓発活動を推進していきます。

②「なは男女平等推進プラン」の推進

「なは男女平等推進プラン」に掲げられた男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー）にとらわれない意識の醸成された地域社会のなかで、自らの能力を高め、あらゆる社会活動に対し共同参画していくための行動指針の達成に向けた取り組みを推進していきます。

③男女平等を推進する教育の充実

男女がお互いにその人権を尊重し、男女が同じ責任において家事・育児・介護等の家庭生活、経済活動、地域活動等に対等な立場で参画していくことを促進する教育を幼年期から進めていきます。

また、幼小中学校における男女混合名簿の推進など男女平等観に立った教育を進めていきます。



(2) 子育てを支援する地域社会の形成

それぞれの家庭が子どもの健やかな成長の基盤であるように、地域社会は、地域住民の生活基盤であると同時に、子育てを社会全体で担い、支えていく大きな基盤となることは言うまでもありません。

そのため、多様化する世帯構成や地域社会の希薄化が進む中で、子育て家庭が孤立することなく、子育て家庭を温かく見守り、厳しい目とやさしいまなざしで子どもたちが健やかに育つことを地域で支えあうことができる地域コミュニティの形成に向けた取り組みを推進していきます。

また、子どもや子育て家庭に配慮した居住環境充実を図るとともに、すべての子どもたちが、安全で、健やかに成長していくために、安全と安心が確保されたまちづくりを推進していきます。

1) 地域コミュニティの形成

都市部においては、地域の連帯意識や相互扶助機能が希薄化していくなかで、本市においても自治会組織率の低下が問題となっています。

時代が変化しても子どもが健やかに育ち、安全に暮らしていくためには、親の目が届かない場合でも地域の一人一人が子どもたちを見守り、支え、地域で子どもを育てる子育てに開かれた社会環境であることが必要です。

そのため、自治会組織への加入促進、子ども会活動などを通して、地域コミュニティの形成に努めていきます。

①地域行事の活性化支援

自治体単位で行われる諸事業を積極的に支援し、地域住民の相互連携や相互扶助機能を高め、地域活力を活かし地域の人々とのふれあいの中で子どもたちの自主性・連帯性・創造性を育む地域づくりを推進していきます。

②地域行事、文化の伝承支援

年中行事などの文化を伝承し、地域に対する愛着心を育むと同時に、子どもたちが地域の主人公であることの意識づけを行い、地域全体での子育てを支援する考えを広く普及させる啓発活動を推進していきます。

③地域組織活動の促進

子ども会活動や子ども育成会並びに各学校区単位で結成されつつある「親父の会」など、地域における子どもの健全育成にかかわる団体の活動を支援していきます。

2) ゆとりある居住環境の確保

子どもがのびのびと成長することを支援する一環として、家族構成やライフスタイルに応じて多様な住宅を選択することが可能となる住宅環境の整備や住み替えを容易にするための住宅情報の提供に向けた取り組みを推進していきます。

また、ひとり親家庭の社会的な支援を必要とする家庭に対して、一般家庭と同様に良好な住宅を確保することができるよう、公営住宅における優遇制度のあり方等についての検討を行います。

①子育て家庭に配慮した公営住宅の確保

子育て家庭が、経済的にも安心して子育てができるゆとりある居住環境の創設に向け、市営住宅の再生計画を通して良質なファミリー向け住宅の供給を積極的に推進していきます。

②ひとり親、多子世帯等における公営住宅の入居枠の確保

父子・母子家庭等のひとり親家庭や18才未満の子どもが3人以上いる多子世帯の市営住宅への入居枠の確保を促進していきます。

3) 子育てバリアフリーの推進

高齢社会が進展するなかで、高齢者や障害者を含めすべての市民が自立した日常生活を営むことや子どもを持つ親の利便性を考慮し、ユニバーサルデザインを積極的に活用した、バリアフリーの整備を推進していくことが必要です。

そのため、乳幼児とその親が、積極的な社会参加を行うことができるよう特定生活関連施設、道路交通環境等子育て家庭に配慮したバリアフリー整備を行うなど、すべての市民が利用しやすい、ひとにやさしいまちづくりを推進していきます。

①特定生活関連施設のバリアフリー整備の推進

「なはし福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく特定生活関連施設におけるバリアフリー化の整備を推進していくとともに、公共施設を中心として、授乳コーナー、乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置、改善を推進するなど、すべての人を対象とするユニバーサルデザインを活用する視点に立った整備を推進していきます。

②なはバリアフリーマップの拡充

保護者とその親子が気軽に安心して外出し、積極的な社会参加を支援していくため子育てバリアフリー情報を現行の「なはバリアフリーマップ」に掲載するなど、内容の充実を図ります。

③避難誘導體制の充実

各学校区において地震等の自然災害時の緊急避難場所を示す案内板・誘導標識の整備拡充を推進していきます。



4) 児童の健全育成環境づくり

子育て家庭が、地域の中で安心して子どもを生み育てていくためには、子どもたちの安全と安心が保障された地域の環境づくりが重要なこととなります。

そのため、子どもたちが健やかに育つ環境を地域ぐるみで創りあげていく活動の充実や健全育成にかかわる組織の充実並びにネットワークの強化に努めていきます。

また、子どもたちが事件、事故に巻き込まれることを防いでいくための防犯施設や交通安全施設の整備拡充に努めていきます。

①深夜徘徊、不良行為の早期発見・未然防止対策

青少年センターを核とし那覇市青少年問題連絡協議会、学校区単位PTA、父母の会等との連携により、夜間校外指導、街頭指導を通して青少年の深夜徘徊、不良行為の早期発見・未然防止活動を推進していきます。

②地域の子どもの健全に育てる市民意識の高揚

地域住民総ぐるみによる声かけ運動、あいさつ運動を展開し、地域の人々が子どもに気軽に声をかけ、挨拶しあえる環境づくりを推進し、地域の子どもの地域で見守る市民意識の普及、啓発に努めていきます。

③防犯対策の充実

子どもたちの安全が保障され、安心して子どもを生み育てることができ地域社会の実現をめざし、市民一人一人が防犯意識を高めていくことができる啓発活動を推進していきます。また、自治会、PTA等の地域住民をはじめ、各小中学校、警察、行政等との連携による自主防犯活動を促進していきます。

④「太陽の家」の機能向上と周知対策

市内の各小中学校区に設置され、児童生徒の安全と子どもにかかわる犯罪を未然に防ぐことを目的として、市民、企業等の協力と理解、警察との連携によって設置された「太陽の家」の周知徹底を図ります。

⑤防犯施設、交通安全施設の整備拡充

子どもたちが犯罪や事件等に巻き込まれることを未然に防ぎ、地域の安全性を確保していくため、保安灯の設置を促進していきます。

また、日常生活や通園、通学時の安全を確保していくため快適な歩行空間の確保、人にやさしいまちづくりを推進していくとともに、通学路の確保及び交通安全施設の整備拡充に努めていきます。

5) 子どもの遊び場と地域活動の推進

子どもは自然と親しみ、ふれあうことで自然に学び、自然を大切にする心を培っていきます。また、身近な場所で異年齢の子どもたちとのびのびと遊ぶことで、仲間意識を養い、社会性を身に付けていきます。子どもたちが遊びを通して心身ともに健やかに成長していくことを助長していくため、遊び場や活動の拠点となる施設整備を推進していきます。

また、子どもが心身ともに健やかに育つよう、学校、企業、地域の子ども会、母親クラブ、婦人会、老人クラブやNPO団体との連携により、世代間交流、各種スポーツ大会やハイキング・キャンプ等のイベントへの参加機会を積極的に提供していくことで、多様な地域活動を支援していきます。

①遊び場の確保（園庭、校庭の開放）

子どもの安全な遊び場を確保するため、各小中学校の校庭、福祉施設の園庭などの開放に努めていきます。

②ワークショップを活用した街区公園整備

子どもと親が、安心してのびのびと遊び、交流することができるよう、ワークショップ等を活用し、保護者の要望や子どもたちの自由な発想、意見を取り入れた街区公園整備を推進していきます。

③親水性の高い公園整備

自然とふれあう機会を広げていくため、緑地の保全、保護に努め河川、海岸線を活用した多用な生物が生息する親水性の高い水辺の公園整備を推進していきます。

④子どもの遊びを支援する体制の充実

遊びを通して、子どもたちが自ら学び、体験する場を提供していくため、子ども会及びジュニアリーダー、プレイリーダーの育成に努めていきます。

⑤子どもの活動拠点整備

子どもたちの多様な活動の場として児童館、公民館、青少年育成施設及び「森の家みんな」等の整備拡充を推進していきます。

⑥子どもの地域活動を支援する体制の充実

地域と子どもたちのふれあいの場を提供し、家族の愛情と地域の人たちの温かさに見守られながら、健やかに育ち子ども自身が地域活動やボランティア活動に参加できる機会を確立していきます。

⑦自治会活動と児童館の連携強化

児童館が、自治体活動と密接な関わりを持ち多様な地域コミュニティを形成する場としての機能を発揮できるよう、自治会活動との連携強化に努めていきます。



2年保育について

2年保育については、文部科学省の「幼児教育振興プログラム」（平成13年3月策定）、沖縄県の「沖縄県幼児教育振興プログラム」（平成15年3月策定）及び市民のニーズ等に基づき、平成14年度から3園で「那覇市立幼稚園2年保育モデル事業」として実施し、平成15年度ではさらに3園を増やし平成16年度においても引き続き6園で実施してきたものです。